

指定管理者となる団体の概要及び指定管理者候補者の選定経緯

施設の名称（所在地）	美祢市農産物加工センター（美祢市大嶺町東分 3086 番地 1）
選定方法	非公募

1 施設の概要

(1) 設置条例	美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例
(2) 施設の目的	農産物の生産振興と特産品の開発を含め、地域農業の活性化並びに地域福祉の増進に寄与する。
(3) 現在の指定管理者等	山口県農業協同組合

2 指定管理者として指定する団体の概要

(1) 団体名	山口県農業協同組合
(2) 本社所在地	山口県山口市小郡下郷 2139 番地
(3) 設立年月日	平成 31 年 4 月 1 日
(4) 代表者役職・氏名	代表理事理事長 折込 正一郎
(5) 基本財産	15,872 百万円
(6) 決算期	3 月 31 日
(7) 収入金（令和 6 年度）	37,884 百万円
(8) 従業員数	2,158 人
(9) 主要取引先金融機関	山口県信用農業組合連合会
(10) 事業内容	<p>(1) 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導</p> <p>(2) 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け</p> <p>(3) 組合員の貯金又は定期積金の受入れ</p> <p>(4) 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給</p> <p>(5) 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置</p> <p>(6) 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設</p> <p>(7) 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理</p> <p>(8) 組合員の委託を受けて行う農地等の貸付けの方法による運用又は売渡しを目的とする信託の引受け</p> <p>(9) 組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (10) 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売 (11) 農村工業に関する施設 (12) 共済に関する施設 (13) 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行 (14) 医療に関する施設 (15) 老人の福祉に関する施設 (16) 農村の生活及び文化の改善に関する施設（旅行に関するものを除く。） (17) 旅行に関する施設 (18) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 (19) 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業 (20) 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（その借入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業 (21) 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（その買入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業 (22) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条2項に規定する特定農地貸付け (23) 農山漁村電気導入促進法に基づく小水力発電事業 (24) 家畜取引法に基づく家畜市場経營業務 (25) 手形の割引 (26) 内国為替取引 (27) 債務の保証 (28) 有価証券の貸付け (29) 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
--	---

	<p>(30) 農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理又は媒介（信用事業規定に定めるものに限る。）</p> <p>(31) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い</p> <p>(32) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り</p> <p>(33) 振替業</p> <p>(34) 両替</p> <p>(35) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 10 条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</p> <p>(36) 前各号の事業に附帯する事業</p>
(11) 経営方針	<p>地域の農業を支え、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向け、地域の経営資源を再配置することにより経営基盤強化をはかり、組合員・利用者に信頼される J A 運営を行う。</p> <p>将来にわたり「食と農を基軸とした地域の根ざした協同組合」としての役割を果たし続けるため、組合員・役職員が一体となり協同活動の展開をすすめる。</p> <p>本所に機能集約を行い、県域全体の「組織」・「事業」・「経営」に関する全体統括を行う体制を構築し、機能の効率化や業務の高度化を図る。</p> <p>各地区においては、統括本部を設置し、組合員・地域住民の多様なニーズに的確に対応し、組合員や地域と密着した組織運営を基本として、各事業やくらしの活動を積極的に展開する。</p>
(12) 沿革	<p>昭和 39 年 3 月 1 日 美東町農業協同組合 設立</p> <p>昭和 62 年 12 月 1 日 美祢市農業協同組合 設立</p> <p>平成 3 年 4 月 1 日 秋芳町農業協同組合 設立</p> <p>平成 7 年 4 月 1 日 山口美祢農業協同組合 設立 (美祢市・美東町・秋芳町 3 J A が合併)</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日 山口県農業協同組合 設立 (山口県 12 J A が合併)</p>
(13) 組織	別紙組織図のとおり

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 選定結果

指定管理者候補者選定審査会採点結果

選定項目	配点	基準点	山口県農業協同組合
市民の平等な利用が確保されるか	100	60	86
施設の効用を最大限発揮させることができるか	150	90	117
経費の縮減を図ることができると認められるか	100	60	84
管理を安定して行う能力を有する団体か	100	60	85
その他（提案事業、地域経済への貢献）	50	30	40
合 計	500	300	412

5 事業計画の概要

(1) 団体の経営方針等

美祿市における農業の振興について、地域農産物を利用した加工製造を行うことで、農産物の付加価値を高め、農家所得の向上につなげる。

(2) 収支計画

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収 入	15,650	15,650	15,650
支 出	14,960	14,960	14,960

6. 組織の構成

1) 組合の機構

令和7年4月1日現在

